

社会福祉法人 こぼと会 あおぞら保育園運営規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 本園は児童福祉法に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 本園はあおぞら保育園とする。

(所在地)

第3条 本園を東京都多摩市落合1丁目5番地16号に置く。

第2章 職員及び職務

(職員の区分及び定員)

第4条 園に次の職員を置く。

(1) 園長	1名	(5) 栄養士	1名
(2) 主任保育士	1名	(6) 調理員	2名
(3) 保育士	17名	(7) 用務員	1名
(4) 看護師	1名	(8) 事務員	1名

2 前項に定めるもののほか必要に応じその他の職員を置くことができる。

(職員の資格)

第5条 職員は、児童福祉施設最低基準第7条に該当するもののうちから園長が任命する。ただし保育士については、児童福祉法第18条の4に該当する保育士資格者であることを要する。

(職務)

第6条 園長は園の業務を統括し、会計事務に従事する。

2 主任保育士は、園長を補佐し保育内容について保育士を統括する。

3 保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

4 看護師は、児童の健康状態を観察し健康管理等の業務を行う。

5 栄養士は給食業務の総括を行う。

6 調理員は給食業務に従事する。

7 用務員は、園内諸業務に従事する。

8 事務員は、園長の補佐をし事務一般について従事する。

(職務の心得)

第7条 職員は、この規則及びこれに付属する諸規程を守り、園長の指示に従い職場秩序を維持するとともに、保育事業従事者としてその責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を行わなければならない。

第3章 文 書

(文書の取扱)

第8条 文書は、正確、迅速、丁寧に取り扱い事務が円滑適正に行われるように処理しなければならない。

(文書の管理)

第9条 文書は常に整理し、点検され、正しく保管され、重要なものは非常災害に際し持ち出しのできるよう常に整備し、紛失、火災、盗難等に対する予防措置をとらなければならない。

(備えるべき帳簿及び保存年限)

第10条 備えるべき簿冊及び保存年限は別表のとおりとする。

第4章 定 員

(定員)

本園の定員は109名とし、その内訳は次のとおりとする。

(1) 3歳未満児 34名 内 0歳児 9名、1歳児 10名、2歳児 15名

(2) 3歳以上児 75名 内 3歳児 25名、4・5歳児 50名

なお、入園待機児解消の為、上記定員を超えて入園することがある。但し、その範囲は年度当初では15%、年度途中では25%をそれぞれ超えないものとする。

2 このほかに、一時的保育利用児童の定員は、一日につき概ね20名とする。

5章 入園及び退園

(入園児童・入園)

第12条 「多摩市保育の実施基準」による保育に欠ける乳児または幼児のうち、本園に入園を希望する場合は、多摩市指定の保育所入所申込書に必要事項を記載し、多摩市長に申し込むものとする。

2 本園に入園を希望する者が多数となり、定員を超える場合は、多摩市が入所希望者全員にわたり「多摩市保育の実施に関する条例施行規則」に沿ってその選考を行い入所者を決定するものとする。

3 定員に余裕のある場合には、私的契約児を入園させることができる。

4 一時保育利用児童は本園に直接申し込みを行い決定するものとする。

(退園)

第13条 現に在園中の児童が「多摩市保育の実施に関する条例施行規則」第8条に該当するときは、保育の実施を解除し、保護者より保育所退所届を市に提出させ退園させるものとする。

2 保育園の運営上なされる園長の指示に再三にわたり従わないとき。

3 一時保育利用児童であって、その必要がなくなったとき。

第 6 章 児童の処遇

(平等の原則)

第 14 条 本園は園児又はその保護者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって差別的取扱いをしない。

(費用)

第 15 条 保育料は多摩市長の定めた額とする。

2 延長保育登録児の延長保育料は下表のとおりとする。但し、市の規定により免除されるものを除く。

	7時まで	8時まで	9時まで	10時まで		
0・1歳児 (満1歳以上)	¥2,500	¥12,500	¥15,000	¥17,500		
2歳児以上	¥2,500	¥10,000	¥12,500	¥15,000		
3 延長保育登録児以外の児童の保育が 18 時以降に及ぶときは、保護者は 10 分単位で下記の表のとおり超過保育料として園に納めるものとする。						
料金表						

	0・1歳児	2歳以上児
保育料	200円	100円

4 一時保育利用児童の保育料等は多摩市の規程により以下のとおりとする。
料金表

	4時間以内	8時間以内	延長30分につき
1歳以上2歳未満	1,300円	2,500円	300円
2歳以上	1,200円	1,200円	300円

(保育時間)

第 16 条 保育時間は午前 7 時から午後 6 時までの間の 11 時間を原則として、各家庭の事情に応じて決定する。尚、特別な事情がある場合には、午後 6 時より 10 時までの延長保育をすることができる。

(登降園)

第 17 条 登降園については原則として保護者が付き添うものとする。保護者が付き添えない場合は、保護者よりお迎えに来る人の、名前、関係を職員に報告する。職員は、連絡事項を確認することにより、引き渡すこととする。

(保育内容)

保育内容及び給食並びに健康管理については、児童の年齢、発達に応じてこれを分け指導計画を立てる。

(虐待等の禁止)

第 19 条 職員は、園児に対し、児童福祉施設最低基準第 9 条の 2 及び同第 9 条の 3 の規定により、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る等直接園児の身体に侵害を与える行為。
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (5) 食事を与えないこと。
- (6) 園児の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (7) 乱暴な言葉使いや園児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8) 施設を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (9) 性的な嫌がらせをすること。
- (10) 当該園児を無視すること。

(年間行事)

第20条 年間行事については別に定める。

(休日)

第21条 本園の休日は次のとおりとする。

(1) 日曜日及び国民の祝日並びに国民の休日(5月4日)

(2) 12月29日より1月3日まで

(欠席)

第22条 児童が欠席する場合には、保護者は口頭又は電話で園長に届け出るものとする。

(休園)

第23条 園児又は園児の同居家族に伝染病の発生により、他の園児に感染する恐れがあると園長が認めたときは休園を命じることができる。

(保護者との連絡)

第24条 園は保護者と常に密接な連絡を保ち、保育方針、成長、栄養状態、園運営等について保護者の協力を得るものとする。

(健康管理)

第25条 園長、保健師は常に入所児童の健康に留意し、年2回以上の健康診断を実施しその結果を記録しておかなければならない。

(衛生管理)

第26条 園は環境衛生の保持に心がけ、衛生知識の普及、伝達及び伝染性疾患の感染防止を行い、年一回の大掃除を行うものとする。

(苦情対応)

第27条 保護者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合施設は、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善方法について、保護者に報告するものとする。

なお、苦情申立窓口は、別紙苦情対応規程に記載された通りである。

(相互信頼関係の構築)

第28条 児童が共同生活の秩序を保ち、健康で快適な生活を維持するため職員及び保護者は、必要な事項について話し合い、相互の信頼関係の維持に努めなければならない。

(第三者評価受審)

保育園にかかる第三者評価事業を3年に1回受審するものとし、この結果を公評するものとする。ただし、受審の空いた期間については、東京都の示す第三者評価機関による保護者アンケートを実施する。

(秘密の保持)

第30条 保育園は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書(情報提供同意書)により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、保育園利用中及び利用終了後においても第三者に対して秘匿しなければならない。

2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

7章 災害対策

(防災管理・災害対策)

第29条 園長又は防火管理者は、非常その他急迫の事態に備え、取るべき措置について予め対策をたて、少なくとも毎月1回入園児童及び職員の避難及び消火訓練を行うものとする。

第8章 地域活動事業

(子育てひろば事業)

第30条 地域の子育て家庭を援助するため、園庭開放、育児相談、子育て講座の開催、絵本の貸出、子育て通信の発行、掲示板による地域向け育児情報の提供等からなる子育てひろば事業を実施する。

第9章 雑 則

(改正)

第31条 この規則を改正、廃止するときは、社会福祉法人こばと会理事会の議決を経るものとする。

付則

この規則は平成18年4月1日から施行する。

改訂

平成20年4月1日より改訂する。

平成22年4月1日より改訂する。